



少雪の影響に伴う中小企業者への緊急金融支援

少雪で影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するとともに、利子補給補助金により中小企業者の負担軽減を図ります。

① 上越市経営改善支援資金の限度額の引き上げ

【制度内容】

- ・資金名 上越市経営改善支援資金
- ・要件 少雪に伴う売上げや利益等の減少
- ・限度額 4,000万円（3,000万円を1,000万円引き上げるもの）
- ・申込期間 令和2年1月27（月）から令和2年4月30日（木）まで
※融資実行期限：令和2年5月29日（金）
- ・利率 年1.75%（固定）
- ・使途 運転資金
- ・申込先 市内各金融機関へご相談下さい。

② 上越市少雪対策利子補給補助金（上記資金利用者の利子の一部補助）

【制度内容】

- ・補助対象 上越市経営改善支援資金の利子
（少雪に伴う売上げや利益等の減少により上記期間に申込みしたものを。借換を含む融資の場合は借換額分を除く）
- ・補助対象上限額 1事業者につき1,000万円
- ・補給率 1.0%、2年分
- ・補助方法 融資実行後2年分一括補助
- ・申込先 融資実行日から14日以内に産業政策課へ申請して下さい。



◆◆ 問い合わせ先 ◆◆

上越市産業観光交流部産業政策課 産業振興係
TEL 025-526-5111（内線）1267